

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年6月10日（水）午前8時57分から午前9時16分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第15号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

報告第16号 農用地利用集積等促進計画の認可について

報告第17号 令和7年度最適化活動の点検・評価について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 事 高木 裕二

7 会議の概要

事務局 ただいまより、6月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。6番の須藤和委員と7番の福原義明委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 14 号について説明いたします。
今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 1 件です。
3 ページをお開きください。
所有権移転の整理番号 21 番は、川部富岡の畑、352 ㎡です。
譲渡人は、当該農地を手放したい意向であり、あっせんの申し出が上
がっていたものです。
委員が隣接地の耕作者である譲受人にあっせんを行い、売買に至ったも
のです。
野菜の作付を予定しています。
以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件
のすべてを満たしております。
以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 14 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 14 号は原案のとおり決定することとします。
次の議案第 15 号につきましては、推進委員の白戸卓郎委員及び私が関
係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条
「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで退室となります。
議長につきましては、会長職務代理者をお願いします。

(白戸会長、白戸卓郎推進委員 退室)

会長職務代理者

白戸会長に代わり、議事を進行させていただきます。
議案第 15 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を
議題といたします。
田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案を作成する
ために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基
づく依頼があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。事務
局より説明願います。

事務局 議案第 15 号について説明いたします。

今月の案件は、一括方式による所有権移転が2件、賃貸借権設定が13件です。

5ページをお開きください。

所有権移転の整理番号17番は、大根子宮崎の田、1,269㎡です。

これまでも譲受人が耕作していた農地です。

譲渡人は、当該農地を手放したい意向であったため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

整理番号18番は、豊蒔牡丹森の畑、382㎡です。

譲受人は、当該農地の隣接地を耕作しており、経営規模拡大のため取得を希望し、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。

6ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号32番は、畑中新田の田1筆と畑2筆の合計3,968㎡です。

期間満了による契約更新です。

整理番号33番は、大曲早稲田の田、987㎡です。

期間満了による契約更新です。

次の整理番号34番から、10ページの整理番号44番までは関連がありますので一括してご説明いたします。

当該案件は、いずれもこれまでの受け手が死亡したことに伴う、新たな受け手への貸付です。

当該農地は、以前に藤崎町の●●●●さんが借受けて耕作していた農地です。

2月に●●さんが亡くなり、その後、委員によるあっせんや地域計画の座談会での協議を経て、貸借に至ったものです。

以上の計画案の内容は、農地の効率的利用や農作業従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

会長職務代理者

議案の審議に入ります。

議案第15号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会長職務代理者

ないようですので、議案第15号については、原案のとおり決定するこ

とします。

ここで議長を交代いたします。

白戸会長、白戸卓郎委員の入室をお願いします。

(白戸会長、白戸卓郎推進委員 入室)

会 長 議長を交代いたしました。

次に報告事項に入ります。

報告第 16 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 16 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき田舎館村長の認可を受け、同条第 7 項の規定により通知書を受理したので報告するものです。

今月は、一括方式による所有権移転が 5 件、賃貸借権設定が 12 件、使用貸借権設定が 1 件、再配分による賃貸借権設定が 2 件です。

3 月の定例総会において、促進計画案に対する意見について審議された案件です。

認可、公告日については、所有権移転が 4 月 24 日付け、一括方式による貸借権設定及び再配分による貸借権設定は 4 月 27 日付けとなっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第 16 号について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 16 号を終わります。

次に、報告第 17 号「令和 7 年度最適化活動の点検・評価について」を事務局から説明願います。

事務局 最適化活動については、実施状況や目標の達成状況について点検・評価し、県や農業会議へ報告することとなっております。

令和 7 年度の最適化活動について、皆さんから提出していただいた活動記録簿等を基に、別紙の資料 1－1 と 1－2 のとおり取りまとめましたのでご報告いたします。

はじめに資料 1－1 をご覧ください。

1－1は大きく3つの区分に分かれておりまして、左から「1の最適化活動の成果目標」、「2の最適化活動の活動目標」、「3の点検・評価結果」となっております。

成果目標は、最適化活動によってどのくらいの成果があがったか、活動目標は、どのくらい活動したかについての項目です。

まずは、1の最適化活動の成果目標からご説明します。

(1) 農地の集積についてです。

目標の集積率70.8%に対して、実績は68.9%となっており、わずかに目標には及びませんでした。

次に(2) 遊休農地の解消等についてです。

緑区分の解消目標面積0.58haに対して、実績は0ha。

黄区分の解消工程表につきましては、該当する遊休農地がないため策定なしとなっております。

新規発生の解消目標面積7.0haに対して、実績は0haでした。

次に(3) 新規参入の促進については、農地所有者の同意を得る農地面積の目標5.5haに対して、実績は2.7haとなっております。

続きまして、2の活動目標についてご説明します。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数についてです。

令和7年度の目標は、1か月あたり6日を設定しておりましたが、これに対しての実績は1か月あたり5.9日となっております。ちなみに、令和6年度の平均が5日でしたので、0.9日増加したことになります。

(2) 活動強化月間について、目標としては年3回を設定しておりました。これについては、地域計画の座談会へ出席しましたので、実績として1回を計上しております。

(3) 新規参入相談会への参加については、去年、おとしは県主催のオンライン研修会に参加していましたが、7年度の開催はありませんでしたので、実績は0となっております。

続きまして、3の点検・評価結果についてご説明いたします。

関連しますので、別添の資料1－2をご覧ください。

こちらは最適化活動を行う委員15名の活動実施状況を取りまとめたものになります。氏名は非表示にしてありまして、番号も議席番号とは異なりますのでご了承ください。

まず、左から2列目の活動日数には各委員が7年度中に実施した活動日数の合計が記載されております。1番多い方ですと、13番の方が197日活動したということになります。

右側の列が活動内容になりまして、順番に「農地の集積に向けた活動」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進活動」となっており、そ

それぞれの活動の内訳が記載されております。

そしてその隣に自己の点検・評価ということで、先日皆さんから提出していただいた自己点検の内容が、活動実績と成果実績それぞれ記載されております。

続いて、右端の列、全体としての評語につきましては、活動日数や成果目標の達成状況を点数化して積み上げた結果が表示されております。

これを見ますと、4番、6番、15番の方が「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となっており、13番が「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となっております。そのほかの方は、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」となります。

それでは資料1－1にお戻りください。ただいまご説明しました全体としての評語を元にして、3の点検・評価結果にあります「評語ごとの該当する推進委員等の人数」が記載されております。

「目標に対して期待を上回る結果が得られた」が1人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が3人で、「期待をやや下回る結果となった」は11人になります。

以上を踏まえて集計した結果、当農業委員会の点検・評価結果は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

説明は以上です。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第17号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございました。